

国土交通省独立行政法人評価委員会
第22回港湾空港技術研究所分科会

平成22年8月5日

【吉永技術企画課長】 ただいまから第22回国土交通省独立行政法人評価委員会港湾空港技術研究所分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の議事進行を担当いたします国土交通省港湾局技術企画課長の吉永でございます。

本日の分科会では、「平成21年度業務実績」について分科会としての評価案を取りまとめていただきます。そのほか、財務諸表、役員給与規程の改正についてご審議をいただきますとともに、今年度中期目標が終了することに伴う組織・業務全般の見直しについてご説明させていただき、ご意見を賜りたいと存じます。

港湾空港技術研究所分科会の委員は6名のところ、本日はただいま5名のご出席をいただいております。後ほど上村委員がご出席いただけると聞いております。国土交通省独立行政法人評価委員会第7条に規定されております開催・議決を行うための定足数として必要な過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第5条に則り、(3)「平成21年度業務実績について」は、審議の円滑な遂行のため、非公開とさせていただきたいと考えております。

議事録等につきましては、これまで議事概要を分科会終了後、数日中に公表しております。また、議事録につきましては、委員の皆様方にチェックをいただいた後に公表して参りました。今回も同じ手順を進めたいと考えております。

議事概要は、主な意見についてのみ公表したいと考えております。議事録は、審議を非公開としております。(3)「平成21年度業務実績について」については、発言者名を記載しない等の措置を講じた上で公表したいと考えております。

以上、議事の非公開、議事録等の公表の方法についてご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特段ご意見がないようですので、先ほど申し上げたとおりにさせていただきます。

と存じます。

<上村委員 入室>

次に、配付資料を確認させていただきます。別紙配付資料一覧を読み上げます。お手元には、資料1「平成21年度財務諸表について」、資料2「役員給与規程の改正について」、資料3「平成21年度業務実績評価について」、資料4「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」をご用意させていただきました。

資料3につきましては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「評価に対する意見」及び「評価の視点」に対応するため、評価項目を追加した様式を資料3-1としてご用意しております。お手元にある資料の過不足はないでしょうか。

なお、資料につきましては、番号を付しているものは、すべて公開の扱いとなっておりますが、資料3-3「平成21年度業務実績評価調書(案)」の委員名及び昨年度評価方法による参考点数は記載しない措置を講じた上で公表させていただきます。配付資料に不備がございましたら、議事の間でも構いませんので、事務局までお申しつけいただければありがたいと思っております。

はじめに、独立行政法人港湾空港技術研究所、金澤理事長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

【金澤理事長】 金澤でございます。今日は暑い中、評価委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私どもの研究所は色々評価を頂く場がございますが、この委員会が私どもの研究所の全体像について総合的に評価いただく唯一の機関だと思っております。いい評価を頂ければ、当然ありがたいですけれども、こういうことが足りないとか、ああいうことを少しやったらどうかという評価も随分多様な面で頂いております。前回、ホームページの見方が悪いんじゃないかというようなことを言われた点も早速改めております。このような場を通じて、私どもの研究所がより良い方向に向うようご意見を頂くのは非常にありがたいと思っております。

今日は暑い中でございますが、ひとつ一日よろしくお願い申し上げます。

【吉永技術企画課長】 ありがとうございます。

なお、本日は独立行政法人港湾空港技術研究所、金澤理事長をはじめ、幹部の方々にご出席いただいております。大変恐縮でございますが、お手元の配席図にてご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、上村委員におかれましては、平成22年6月9日付で臨時委員から委員に就任されましたのでご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

【上村委員】 よろしく願いいたします。

【吉永技術企画課長】 また、今日は国土交通省独立行政法人評価委員会の家田委員長にご出席をいただく予定でありましたが、所用により欠席のご連絡をいただいております。

それでは、以後の議事の進行につきましては、本分科会会長であります黒田勝彦先生にお願いしたいと思います。

黒田先生、よろしく願いいたします。

【黒田分科会長】 それでは、早速、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

本日の議事は、先ほどご紹介ございましたが、4点ございます。まず最初の議事といたしまして、港湾空港技術研究所の「平成21年度財務諸表」について、資料1をご欄いただきたいと思います。

財務諸表は、業務実績評価の一環であるとともに、独立行政法人通則法第38条第3項に基づき、本分科会に諮るものでございまして、本分科会として、国土交通大臣に対する財務諸表に関する意見の取りまとめを行うことになってございます。

それでは、「平成21年度財務諸表について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【石橋技術基準審査官】 事務局の石橋でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料1-1は財務諸表の本編です。今日は概要版である資料1-2、により簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目が貸借対照表です。大まかな傾向としては、資産が138億円となり、前年の134億円より4億円余り増えております。この要因としては、1ページに記載している③④⑤でございますが、大規模地震津波実験施設の装置などを新たに整備したこと、それから受電所の配電設備、総合沿岸防災実験施設の整備、クリーンエネルギーの導入のための研究基盤の整備を進めていることがあげられ、その結果、「資産の部」の欄にある機械及び装置、それから建設仮勘定が増えることによって資産が増えているものでございます。

また、現金及び預金の項目は、昨年の7億円余りから1億2,000万円に下がっておりますが、これは単になるべく年度内の支払いを行ったことで年度内の支払いが終わっている分、額が下がった結果です。

右側の負債及び純資産の部でございますが、これも左側に連動しておりまして、年度内

払いを進めた分、未払金が少なくなっております。また、建設仮勘定が資産の部が増えて
いる分、負債の部分で同じく建設仮勘定見返施設費の負債が増えております。

それから、純資産の部に資本剰余金というのがありますが、これについても大規模地震
津波実験施設の新たな取得によって増えておりまして、トータルとしては、当期の未処分
利益は約1億円と、ほぼ去年並みでございます。

3ページ、4ページ目が損益計算書になります。これに関しても、まず、収益の部分
を見ていただければと思いますが、運営費交付金はほぼ横ばいになっており、受託収入が昨
年度の17億円から約14億に減っております。これは事業費の削減に伴うものと思わ
れますが、そのため収入が減っております。一方、特許等収入等が増えております。ただ、
それでも最終的に収益の部というところでは、前年比31億円から28億円ということで
約3億円減ということになってございます。これにあわせて費用のほうもほぼ3億円減っ
ております。

1点、福利厚生費が少し増えているのは、インフルエンザの関係でいろいろ消毒液を購
入したということだそうでございます。あと、受託研究が減ったことにより、外部委託費
もその分削られており、トータルとしては、費用に関しても大体昨年度より1割減という
ことで、当期純利益に関しては9,855万円ということでございます。この純利益に対し
て、前中期目標の段階での繰越積立金のうち、当期に償却相当分の131万円を加えて、
総利益は9,986万円ということでございます。この当期純利益に関しては、受託により
取得した資産の減価償却費の未償却分であることから、目的積立金の申請は行わないとい
うことで考えております。

5ページ目がキャッシュ・フローの計算書でございます。手元のキャッシュがどのよう
に変化したかということでございますが、これに関しては、受託研究収入の受入減という
ことで、業務活動によるキャッシュ・フローが18億円余りから13億に減っているとい
うことと、一方で、投資活動によるキャッシュ・フローは、先ほど申し上げた実験設備
などの取得増によって手持ちのお金が4億5,000万円程度減っており、トータルとして
は約5億9,000万円が前年度より減り、期首残高7億円に対してマイナス5億9,00
0万円になり、資金の期末の残高は1億2,000万円程度ということになっております。

それから7ページに行政サービス実施コスト計算書、これは港湾空港技術研究所がサー
ビスを行うに当たって、どれぐらい行政コストがかかっているのかということを示したも
のでございますが、これに関しては、一番下の欄で行政サービスの実施コストが19億6,

000万円から18億5,000万円に下がっているところでございます。これは主に受託収入が減っていることに一部起因するものでございます。

最後に8ページになりますが、これはいわゆる役所ベースの予算ベースで見た決算報告書になります。右側の支出の部分に関して、人件費と一般管理費を減らしているということでございます。一方で、新たな実験設備を行ったことで施設整備費が増えております。左側の収入部分は、その施設を整備するに当たって、国から支出しております補助金が増えているとことで、トータルとしてはこのような額になっているということです。

以上、昨年度の港湾空港技術研究所の決算の概要をご説明させていただきました。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ただいまご報告いただきました平成21年度の収支決算報告書に関連しまして、何かご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

特にご質問、ご意見ございませんか。

21年度の財務諸表について、特にご意見がないようでございますので、それでは、分科会といたしましては、財務諸表に関して特に意見がないということで答申させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、21年度の財務諸表に関しては、ご報告の内容に関連しまして、意見なしとさせていただきたいと思います。

続きまして、議事の2番目でございますが、「役員給与規程の改正」について、今度は資料2をご欄いただきたいと思います。役員給与規程は、独立行政法人通則法第53条第2項に基づきまして、本分科会に諮るものでございます。本分科会において、国土交通大臣に対する役員給与規程の改定に関する意見の取りまとめを行うことになってございます。

それでは、事務局から「役員給与規程の改正」について、ご説明をお願いしたいと思います。

【石橋技術基準審査官】 資料2-1役員給与規程ですが、通例は人事院勧告に従って少し数字を直すというのがよくある改正ですが、今回、規程の書きぶりを少し修正したいということで提出されて参りました。

2ページ目に7月20日付で独立行政法人港湾空港技術研究所から役員給与規程を変更したいということで届出が出てまいりました。その中身をご説明させていただきます。

3ページ目が新旧対照表です。右側が現在の役員給与規程でございます。左側が新しい役員給与規程の案でございます。現在、古い給与規程は、理事長の給与は幾らと、個

別具体的に固定的に決まっております。今後、多様な人材なり、いろいろな方を役員として受け入れる可能性があるということで、このような形でフィックスした給与規程ではなくて、少しフレキシブルな給与規程に変更しようということが今回の内容でございます。

理事長の給与は91万円ということで、5号で変わりませんが、それ以外の理事長以外の役員の号俸に関しては、この4号俸以下の範囲で理事長が役員の号俸について、職務の複雑、困難性、責任の度合いを総合的に勘案して決定するというので、いろいろな方が来られるということを想定して、このような形で固定しない形で欄を設けようということと考えております。

役職員の給与は、どの法人も国家公務員の局長クラスとなる指定職の給与との並びで決定しております。具体的には、理事長が指定職の4号、理事が指定職の2号、監事が指定職の1号と、このような形で額を決めておりますが、今回、上下に指定職の3号、更に5万円程度下げた給与、この号俸でいうと、67万円、それから84万円ということで上下の部分を追加して、どういう方が来るかによって給与を決定するという形で柔軟性を持たせる形に変更したいということでございます。

それから、後に載せておりますのは、ちょっと細かい具体的な給与規程でございますが、これはほかの手当とかいろいろ書いてございますので省略させていただきますが、今回変更の概要は以上のとおりでございます。

今回の変更に関しては、既に、国土交通大臣に7月20日付で届出をいただいているところでございます。

以上でございます。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。ただいまご報告いただきました給与規程の一部改正について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

【黒田分科会長】 それでは、特にご意見がないようでございますので、役員給与規程の一部改正については、分科会としては意見なしとさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事の3番目でございます。「平成21年度業務実績評価」でございます。審議に入ります前に、本日の業務実績評価の進め方についてご説明をさせていただきます。

初めに、昨年度、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会よりご意見のありました項

目について、当法人の対応実績及び事務局評価案を事務局より、まず説明いただき、その後、委員の皆様には評価に関するご審議をいただきたいと思っております。

その次に、6月に各委員よりいただきました業務実績評価（第一次案）に関する「国民からの意見募集」結果を事務局から報告していただき、それをあわせまして、業務実績評価に関する評価方法の変更点について事務局より説明をしていただくことにいたします。

その後、休憩を10分程度挟ませていただきまして、委員の方々だけで個別評価及び総合評価のご審議をいただきたいということでございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。昨年と少し要領が変わっている点がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、総務省の政策評価・独立行政法人委員会より意見のありました項目について、事務局からご報告を頂きたいと思っております。

【事務局】 お手元に資料3-1がございます。これは総務省の政独委から各省の所管法人に対して、こういう観点からチェックをして、それを評価委員のご意見をいただいた上で提出しなさいということで、チェックリストがきております。かなり膨大なものから、事務局で少し整理させていただきまして、この表で一番左側の欄に総務省の質問事項、真ん中の欄に指摘事項に対する回答、それに対して事務局側での評価案のたたき台を作らせていただきますので、この事務局案が妥当かどうかを見ていただくという形で進めさせていただきます。量が多いですが、まず、ざっと説明させていただきまして、その後、ご指摘を頂きたいと思っております。

まず、「政府方針等」と書いてございますが、これは今までの事業仕分け等で指摘された事項等に関して、どう対応をしているかということです。事業仕分けに対しては、特に港湾空港技術研究所に関しては指摘ございませんので、これに関しては「該当なし」と答えております。

それから、業務・事業の見直しという観点で、大原則として、2番目、「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないことに限定されているかどうか」との質問でございまして、これに対しては、防災対策ですとか、環境修復、それから基礎的研究など、なかなか民間の主体では実施困難なものに基本的には集中しているということで答えております。これに対する評価として、「中期目標に沿って、行政支援や国民的なニーズへの対応、国際協力など、民間の主体では実施が困難なものと認められる」といった評価にしております。

3番目「研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図れているか」ということをございまして、これに関しては、基本的に港湾空港技術研究所は港湾・空港の分野に特化して研究を行っているということで、評価としても、「他の独立行政法人と重複した取り組みが行われている状況にはないと認められる」ということをございます。

その次に、今度は「財務状況」に関するところで、まず1点目は、100億円以上の剰余金を抱えているかどうかということですが、剰余金に関しては3億6,000万円ということでございたしません。

次のページの、事業受益者負担、民間からの寄付、協賛等の自己収入の拡大に向けた取り組みをございます。業界との意見交換を通じて、特許の利用促進をしております、昨年度の特許料収入が過去最大となったということで「適切な対応がとられているものと認められる」といった評価をしております。

今度は「保有資産全般」についてですが、まず、建物、構築物等の実資産に関しては、研究に不可欠な実験設備、建物であるということで、監事からも適切に実施しているというごとの評価をいただいております。よって、評価についても「研究業務に不可欠な施設を最小限有していると認められる」としてあります。

②は、賃貸により使用する建物、構築物に関しても、「保有財産と同様に必要最小限のものに限られていると認められる」としてあります。

3ページに参りまして、今度は遊休資産があるかどうかということをございます。基本的には適正管理をやっていて、特に遊休資産的なものはなく、「適切な対応がとられていると認められる」としてあります。

4点目は、東京事務所、海外事務所などの施設があるかどうかについてですが、これは該当ございせん。

次は、金融資産をございます。金融資産に関しても、これは持ってありません。

4ページ目に参りまして、今度は「保有する現金・預金、有価証券などに関して」ということですが、これに関しても、「資金繰りのための必要最小限の現金・預金のみ」ということでございせん。「融資業務があるかどうか」ですが、貸付金等をございせん。

④の積立金の規模ということですが、2億円余りの積立金をございます。これは基本的に、先ほどもご説明した自己収入で購入した固定資産の未償却残高を積み上げているもので、その未償却残高の次期中期目標への繰越額以外は国庫に納付するというごにして

おりますので、これに関しては「適切な対応が予定されているものと認められる」として
おります。

その次の項目ですが、知的財産を有効に活用していますかということですが、まず1点
目としましては、まず、特許に関して「特許を維持するために、15年度以前に出願した
特許に関しては特段の負担は生じていない」ということと、それ以降の特許出願に関して
も、事業に活用されているかどうかを審査した上で維持経費の観点も十分に考慮している
ことから、適切な対応がとられていると認められるということでございます。

その次、5ページ目に参りまして、「資産の運用・管理」ということでございます。実物
資産ですが、これに関しても有効活用しているとか、アウトソーシングなどしているとか
でございますが、保有する資産に関しては、先ほど同様、「最小限の資産を保有している」
ということと、あと管理業務に関しては、いわゆる「保守・点検、清掃・警備などを外部
委託していることから適切な対応がとられていると認められる」ということでございます。

②が同じく賃貸ということで、必要最小限のものに限っております。③が同様に宿舍と
いうことですが、「該当なし」でございます。④が宿泊施設、ホールなどということで、該
当ございません。⑤の展示施設も該当ございません。⑥の高額な設備・機器、船舶など
ですが、基本的に高額というものは実験施設に限っております、これらの設備や車両につ
いては、有効に管理しているということでございます。

それから次に、金融資産ということですが、金融資産はございません。

6ページ目に参りまして、今度は融資業務などの債権で貸付・回収の実績ということ
ですが、そもそもございません。

次の知的財産等に関して、適切に活用しているかどうかですが、これに関しては、過去
最大の収入ということで適切な対応をとっていると認められるということでございます。

それから次の項目は、「人件費管理」でございます。ある意味、余分な給与とか手当を払
っていませんかということですが、①の諸手当及び法定外福利費ということですが、諸手
当については該当ございません。それから②の福利厚生施設は、見直しを行い、国に準じ
てくださいということでございます。このうち、互助組織への支出の廃止、食事補助の支
出の廃止ということをおっしゃってありますが、これに関しては該当ございません。③のそ
他の支出でございますが、これに関しては、まずレクリエーション経費に関しては、国に
準じて昨年8月以降停止して、廃止をしております。また、慶弔見舞金、永年勤続表彰な
どの個人に対する給付についても、国における状況を勘案しまして、21年度においては、

20年永年勤続表彰、退職した役員への感謝状授与に関して副賞を贈呈しております。そのほか、もし現職の役職員が死亡するなどした場合は、生花代を支出するというようにしておりますが、これらに関して、基本的に国に準じているということと、いわゆる生花代に関しても、基本的に社会通念上容認し得る支出であると考えております。

次の③の保険料の法人負担割合は5割を超えていないかということで、これに関しては5対5ということで、国と同様の措置をとっております。

その次の④「出張の際の支度料は払っているか」とのことですが、支給規程は存在しますが、基本的に1カ月未満には支給しないということで実効性がございません。⑤の「給与水準自体が社会的な理解を得られるものとなっているか」ということでございますが、これに関しては、基本的に国家公務員の給与体系に応じた見直しを進めているということです。事務・技術職に関しては、いわゆるラスパイレス指数でございますが、101.9、昨年より少し上昇しております。研究職が104.4ということで、これに関しては昨年より若干減ということでございます。同様の項目である⑥の国家公務員と比べて給与水準が高い場合に、国民に対して納得が得られるものとなっているかということでございますが、⑤で少し解説をしております、給与水準での国家公務員比率でラスパイレス指数が少し高いのは、まず、事務・技術職については、算定対象となる人数が少人数であるということと、人事異動などによって平均年齢が上がったということで上昇する結果になっております。あと研究職については、いわゆる世界最先端の研究や技術開発を行うということで、専門的かつ高度な知識・能力を持つ、特に博士号を取得した研究職の比率が約半分ということで指数も高目となっておりますが、やむを得ないものと考えていると答えております。

これに関して、評価でまとめて答えております、研究職のラスパイレス指数が高いのは、博士号の取得比率が高いなど、高水準の研究を維持するためにある程度やむを得ないものと考えられるが、今後とも、引き続き国に準じた給与水準の見直しを行っていく必要があると考えるといった評価にしております。同じく⑦に関しても、国の財政支出割合が大きいところに関しては、国に合わせた給与水準に下さいということを言っておりますが、これに関しても、基本的に国家公務員の水準に合わせているということでございます。

⑧の総人件費の削減をしておりますかということでございますが、中期目標に関して、平成17年度実績に対して6.7%減を予定しておりますが、21年度の実績は5.4%減と、この予定曲線に少し到達しておりませんが、基本的に22年度が最終年度ということで、人員削減目標を達成するために役職員の削減を図るなど対応をとることにしており、

削減目標は達成可能と考えております。これに関しても、「中間目標としては、目標達成が可能であると認められる」と答えております。

次のページに参りまして、今度は契約の透明性とかでございます。政独委からの指摘事項はございません。②の随契の削減目標の達成状況ということでございますが、随意契約に関しては、電気とかガス、水道など、真にやむを得ない随意契約11件のみということで計画を達成しております。

③の随意契約による契約において再委託などが50%以上の案件がないということでございますが、上記の11件に関してはすべて再委託を行っていないということで、再委託はなかったものと認められるということでございます。

④の一者応札、一者しか手を挙げないというものが50%以上または前年度より増えているかどうかということでございますが、一者応札の割合は20年度70%でしたが、53%ということで減少しておりますので、前年度より減少していると認められると答えております。

その次の項目では、「法人の長のマネジメント」が達成して発揮されておりますかということでございます。まず1点目のリーダーシップが発揮される環境が整備されているかどうかということでございますが、各階層別の意見交換会等を理事長が実施しております、これに関して、経営戦略会議、幹部会の運営を通じて、理事長のトップマネジメントによる迅速な意思決定が可能となっているということで、そのような環境が整備されているものと認められると答えております。

②の2点目のミッションが伝わっているかどうかでございますが、理事長のメッセージは年頭訓示とか、いろいろな場でトップからのメッセージを発出しているということで適正な対応がとられていると認められると答えております。今度は、③の中期計画で設定した23の評価項目の進捗状況について、適切に通知が図られているかどうかでございますが、それは中期目標の進捗状況に関しては把握・点検して対応に努めているということでございます。④の内部統制の現状を把握しているかどうかということでございますが、上記の経営戦略会議、幹部会を通じて内部統制の現状・課題を把握しているということでございます。

9ページ目に参りまして、同じく「法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組」についてですが、マネジメントの単位ごとにアクションプランを設定しているかどうかということで、各中期計画の23項目ごとに定量的な目標または達成手段を設定したアクションプランを

策定しております。②のアクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、モニタリングをしてP D C Aを実施しているかどうかですが、これに関しても、評価、研究成果のモニタリング・評価を実施して、次年度の計画や予算に反映させるということがございます。

「その他の内部統制」ということですが、今度は監事監査において留意されているかということがございますが、いろいろな重要会議に対して監事のご出席をいただいています、法人の長のマネジメントにも留意しております。それから②の監事監査の指摘点が適切に周知されているかどうかということもございますが、いろいろな経営戦略会議などを通じて報告がなされているということもございます。③の各法人における事業の内部審査や自己評価について、対外的な透明性を確保していますかということもございますが、これに関しては、例えば随契の見直し計画をホームページで公表しておりますし、外部有識者による評価に関してもホームページで公表しているということで透明性を確保しているということもございます。

次の「関連法人」ということでございます。関連法人がそもそもありますかということ、②から行きますと、出資とか出捐している法人というのは、港湾空港技術研究所に関してはございません。ただ、①に関しては、財団法人すべての契約があるかということ、答えておりますので、公益法人への契約による支出に関しては2法人と4件の契約をしておりますが、これに関しても競争性のある随意契約、企画競争にて実施しております。あと、一般競争入札は、研究業務の補助及び適正な契約のための資料作成を目的とした業務委託であるということで、適切な対応がとられていると認められるというふうに答えております。③の関係法人はございませんので、該当しません。④に関して、「関連法人はない」という旨を公表しております。

10ページの下の「中期目標期間終了時の見直し」ということでございますが、これは該当ございません。まだ4年次ということで該当しません。

最後になりますが、「業務改善のための役職員のイニシアチブ」が適切に発揮されているかということもございますが、①の法人業務に対する国民のニーズを把握していますかということもございますが、これはいろいろな行政機関とか地方議会、民間企業、それから学識経験者との意見交換会を実施しているということと、あと外部有識者による講演会を開催しているということで、そういったものを通じて把握しているということもございます。②の法人における職員の積極的な貢献を促すための取り組みを進めているかというこ

とでございますが、例えば、理事長のメッセージを発出しているほか、昨年度の業務実績報告書の調書の職員への説明などを通じて、職員へフィードバックしているということでございます。

最後になりますが、政独委からの「個別法人」に対する指摘事項の進捗状況ですが、個別意見ということと言いますと、19年12月に独立行政法人の整理合理化計画というものが出ておまして、この中で港湾空港技術研究所に関しては、平成22年度末までに行政職の職員の人数を18年度比で2割削減するというとされておりますが、それが記載されていないとの意見について、これについては記載されてございます。ただ、ここに記載されてございますが、この閣議決定自体が昨年平成21年12月25日の閣議決定で、この合理化計画自体に関しては当面凍結して、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討するというので現在ペンディング状態になっておりますので、これに関して、政府としての対応方針は、再度行政職員の削減を行うかどうか決定されるまで本評価委員会が評価するのはちょっと難しいと考えられると答えております。

以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。ただいま総務省の政独委のほうからありました質問事項に港湾空港技術研究所がどう対応しているか。その対応実績に対して、この場で評価することになってございますが、時間の関係上、事務局により、評価原案を作成して頂いております。項目毎に分科会としての意見文案を最終的に決定したいと考えてございます。該当項目のみ確認してまいりたいと思います。

②の業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。これに対して、先ほどご説明がございましたように、「民間の主体では実施困難が認められるものに限定されている」という評価文案でございますが、この文案でよろしいでしょうか。特にご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

【委員】 特に異論があるわけではありませんが、ここの実績に書いていただいている「防災等」を鑑みると、「計画的に進めている」という評価がありますが、それに加えて、「機動的」というのが非常に大きなキーワードのような気がします。つまり、民間で営利事業として行うことには非常に困難な課題に取り組んでいるのはそのとおりであるけれども、さらに、それを機動的に行うとすると、このような組織がないと不可能ということなので、「計画的かつ機動的に進めている」という一言を加えたほうがいいのではないかと思います。

ます。

【委員】 ありがとうございます。委員から業務実績の内容から考えて、計画的かつ機動的に進めているという文案の修正提案がございましたが、この修正提案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、その文案をつけ加えて最終評価案にしたいと思います。

次に、③でございますが、「港湾・空港等の分野における社会資本の整備などに関する研究業務を行っており、他の独立行政法人等と重複した取り組みが行われている状況はないと認められる」。この文案でよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

特にご意見がないようでございますので、この文案をもちまして、分科会の案とさせていただきます。

2ページ目に移らせていただきたいと思いますが、2ページの②でございますが、「特許実施料収入が拡大したことは、ホームページ、パンフレット、講演会等の広報活動により既存特許の利用促進に努めた結果であり、適切な対応がとられているものと認められる」。この評価文案でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その下の項目の文案でございますが、「研究所の保有資産は、横須賀市内と茨城県波崎などにある研究業務実施に不可欠な実験施設・設備、建物（事務室等）であることから、当法人の設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られていると認められる。

また、有用性・有効性や利用度などの確認などの資産管理についても、監事による評価結果より適切なものと認められる」。こういう文案でご異議ございませんでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、この文案どおりとさせていただきます。

一番下の項目でございますが、「研究所が賃貸により使用する建物、構造物、土地等は、研究業務実施に不可欠な観測機器設置、事務室等として利用していることから、当法人の目的を達成するうえでの必要最小限のものに限られていると認められる」。この文案でご異議ございませんか。

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、この文案に決定させていただきます。

3ページ目の一番上の③に対応する欄でございますが、「前記のとおり、研究所の資産は、

研究業務実施に必要な最小限のものであると考えられ、また、減損会計導入に伴う適正な資産管理など、適切な対応がとられていると認められる」。この文案でご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この文案どおりとさせていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思います。④に対応する評価でございますが、「適切な対応が予定されていると認められる」。この文案でご異議ございませんか。

ありがとうございます。

その下でございますが、知的財産等に関連しまして、「特許出願等に際し、『知的財産管理活用委員会』において特許が活用されるなどの事業性、維持経費等の観点で審議がなされており、適切な対応がとられていると認められる」。この文案でご異議ございませんか。

ありがとうございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。一番上の項目でございますが、「適切な対応がとられていると認められる。監事の評価などより、保有資産は十分に活用されていると認められる」。この文案でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、②に対応する評価文案でございますが、「研究所が賃貸により使用する建物、構築物、土地等は、研究業務実施に不可欠な観測機器設置、事務室等として利用していることから、当法人の目的を達成するうえでの必要最小限のものに限られていると認められる」。先ほどと同じ文面ですが、これでご異議ございませんでしょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

6番目の⑥に対応する評価文案でございますが、「監事の評価などより、設備・機器などは、十分に活用されていると認められる」。この文案でご異議ございませんか。

ありがとうございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。2番目の項目でございますが、『特許手続きに係る判断基準』方針を策定するとともに、特許出願等に際しては、『知的財産管理活用委員会』において特許が活用されるなどの事業性、維持経費等の観点で審議がなされており、適切な対応がとられていると認められる。

また、既存特許の活用を図るため、ホームページ、パンフレット、講演会等の広報活動により既存特許の利用促進に努めており、適切な対応がとられていると認められる」。この評価文案でご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、②に対応する評価文案でございますが、「法定外福利厚生費について、レクリエーション経費を国に準じて廃止しているほか、国に準じて永年勤続表彰の際に贈呈する副賞、現職の役職員が死亡した際に支出する生花代など社会通念上容認し得る支出に限っており、適切な対応がとられていると認められる」。この文案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご異議がないようでございますので、この文案に決定させていただきます。

一番下でございますが、「国などと同様の措置となっていると認められる」。これでご異議ございませんか。

ありがとうございます。

それでは、次に7ページをお開きいただきたいと思います。④に対応する評価文案でございますが、先ほどと同じように、「国などと同様の措置となっていると認められる」。これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その⑤⑥⑦に対応する評価文案でございますが、「研究職のラスパイレース指数が高いのは、博士号取得比率が高い等、高水準の研究を維持するためにはある程度やむを得ないものと考えられるが、今後とも引き続き、国に準じた給与水準の見直しを行っていく必要があると考える」。こういう評価文案でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

評価に関連して、もし質問、意見等がございましたら、その都度ご発言いただきたいと思います。

⑤⑥⑦に対応する文案、これでお認めいただいたことにさせていただきたいと思います。

⑧に対応する文案でございますが、「中期目標4年目終了時の中間評価としては、目標達成が可能であると認められる」。これでご異議ございませんか。

ありがとうございます。

それでは、8ページのほうに移って参りたいと思いますが、②に対応する評価文案として、「目標を達成していると認められる」。これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご意見がないようでございますので、次に移らせていただきますが、③に対応しまして、「随意契約における再委託はなかったと認められる」。この文案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、④に対応する文案でございますが、「一者応札の割合（件数）は前年度より減少していると認められる」。この文案でよろしいでしょうか。

特にご異議がないようでございますので、この文案どおりとさせていただきます。

その次の欄でございますが、「経営戦略会議等を通じて、理事長がリーダーシップを発揮できる環境が整備されているものと認められる」。これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その次でございますが、「法人幹部と職員との意見交換の場において、研究所運営の基本方針を周知するなど、適切な対応がとられていると認められる」。この文案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その次の欄でございます。中期計画で設定した23の評価項目の進捗状況ですが、「適切な対応がとられていると認められる」。これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

最後の欄でございますが、「経営戦略会議や幹部会等を通じて、理事長は内部統制の現状・課題を適切に把握しており、適切な対応がとられていると認められる」。この評価文案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の9ページの一番上の欄でございます。「中期計画で設定した目標を達成するため、年度計画において定量的な目標や達成手段などを設定し、順調に目標を達成していると認められる」。この文案でご異議ございませんか。

ありがとうございます。

次の項目でございますが、アクションプラン等に関しまして、「適切な対応がとられていると認められる」。以下、項目全て「適切な対応がとられていると認められる」のそれぞれの文案ですが、特にご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、10ページに移りたいと思いますが、同じく一番上と真ん中あたりですが、それぞれ評価文案としては、「適切な対応がとられていると認められる」。この文案でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、11ページでございますが、一番上の社会・行政ニーズの把握等々に関連す

る評価でございますが、「国民のニーズを法人業務に適切に反映させるため、関係部局と積極的に意見交換を行い情報収集を行っており、適切な対応がとられていると認められる」。この文案でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その次の②に対応する部分でございますが、「法人の姿勢・ミッション等を職員に適切に伝えるために、さまざまな取り組みを行っており、適切な対応がとられていると認められる。

また、法人に対する職員の積極的な貢献を促すため、研究者の独創性・創造性を伸ばす取り組みを行っており、適切な対応がとられていると認められる」。この文案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

最後の項目でございますが、「閣議決定に基づき凍結中の事項については、政府としての対応方針が決定されるまで本評価委員会が評価することは難しいと考えられる」という分科会の文案でございますが、これについてはご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、総務省の独立行政法人委員会から質問がございました事項について対応実績、当分科会としての対応実績の評価、先ほど読ませていただきました原案をもちまして、この評価委員会の評価文案とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「国民からの意見募集結果の概要」について、事務局からご報告をいただきたいと思います。

【委員】 お手元の資料で資料3-2がございます。昨年同様、今回の業務実績評価報告調書に関して、ホームページ上などを通じまして、パブリックコメントを行っております。7月1日から7月15日ということで15日間行っています。昨年は実は10件ほどコメントを頂いておりましたが、今年に関しては、皆さん少しご興味が薄れたのか、頂いた意見は1件ということでございました。内容でございますが、1件だけですので、評価調書のほうに一部直接盛り込んでおりますので、資料3-3をご欄いただければと思います。

資料3-3の「平成21年度業務実績評価調書」のそれぞれ見開きのページ毎に、各1項目毎に皆様の各委員からいただいた評価項目、評価のコメントをそのままつけておりま

す。この後、我々が退席した後、議論していただくこととなりますが、パブリックコメントに関しては、いただいた意見は1件だけでしたので、例えば1番目の項目でしたから、2ページ一番上のところに提出者aとございますが、1名の方の意見を、各項目に関していただいております。

まず、「戦略的な研究所運営」というところで、aの方から「研究ニーズ把握のための国・地方自治体・民間企業団体などとの意見交換を通じた研究所運営を高く評価していることは適切と思います。その際、外部との意見交換より得られた情報が、研究所運営にどのように反映されているのか。」という視点も加えた評価がわかりやすいとコメントをいただいております。

次に、3、4ページ目ですが、(2)に関してはご意見ございませんでした。5ページ目、6ページ目ですが、「管理業務の効率化」というところで、aの方からは、「契約監視委員会の開催や会計・業務内部監査の実施による組織のコンプライアンス向上に努めている点に関しても評価できると考えています」ということで、今回、最終的に評定理由と意見ということで、ここが最終的に公開対象となる資料でございますが、この中には、基本的に各委員からいただいたコメント、それを赤字で入れさせていただいております。それに加えて、各委員からいただいているコメントに重複しないパブリックコメントの意見に関しては、青字で追記させていただいております。パブリックコメントにも、この後、我々が退席した後になります。もし不要とのご意見がございましたら、ご審議いただければと思っておりますが、我々としては、すべてを反映するのも、重複する部分がございますので、ほかの委員の方と重複しない意見に関しては青字で入れているということでございまして、ほかに青字で入れている部分としましては、15ページ、16ページの右側の意見のところ、「研究所の高い研究能力を一層アピールする活動が、多様な主体からの資金獲得につながっていくことを期待する」というご意見をいただいておりますので、これは追記しております。

それから19ページ、20ページのところでございますが、これは青字のところは1カ所、「形骸化する」という表現だけを入れさせていただいております。次に28ページですが、「特許の事業性、採算性などの審査を適切に進めることで、特許料収入などの自己収入の拡大を図ることを期待する」というコメントも盛り込んでおります。

それから最後、36ページでございますが、新たに整備された施設、センターということで、それが災害支援の中心組織となることを期待しますという激励をいただいております。

すので、これに関しては、意見のほうに盛り込んでおります。今回いただいた意見を一部このような形で取り入れさせていただこうと原案をつくっております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました国民等からの意見募集に関連しまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】 パブリックコメントの数ですが、やはり1件というのはちょっとパブリックコメントとしては足りないです。今回、理由は難しいかと思いますが、どんな改善点があるか、事務局のほうでお考えであればお聞かせいただきたい。

【事務局】 今回はある意味自然体といいますか、こういうことがありますよというのを、あまりPRしなかったのですが、これだけ少ないとなりますと、来年度に向けては、もう少しPRというか、ホームページとプラスアルファで逆に皆さんから積極的にご意見をいただかないと、これだけ細かい項目に関してご意見をいただくというのは、正直、自然体で構えているとなかなか難しいのかと今回思いました。

ちなみに情報では、他の法人もあまりコメントがないということは聞いております。

【事務局】 いずれにしても、来年に向けては、先生のご意見も踏まえて、どういうPRができるのか。やはり多くの意見をいただくに越したことはないと思いますので、工夫は考えていきたいと思えます。

【委員】 ホームページで掲げているだけであれば、誰もほとんど関心ないだろうし、ましてや意見など出して頂けないと思いますので、意見募集をある意味では法人のほうからかなり募るといったようなことがアクションとしては必要かもしれませんので、お考えいただきたいと思えます。

これに関連しまして、ほかにご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、「業務実績評価に関する評価方法の変更点」、関連しまして、ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 お手元の資料3-4でございます。この後、具体的な評価を委員の皆様にご議論していただく訳ですが、これは前回でも少しご説明していると思えますが、評価の方法が大きく変更されました。

1枚目のペーパーが2ページ以降の概要をまとめたものですが、まず、1点目の変更点ですが、各項目の個別評価を従来は1から5までの数字で出していた訳ですが、他省庁と横並びを図るという観点もございまして、SSからS、A、B、Cという形で、数値評価

ではなく記号の評価としました。特にSSに関しては「特筆すべき優れた実績」ということで、かなり限定して運用するようと言われてます。Sに関しては「優れた実績」、Aに関しては「着実な実績」、Bに関しては「概ね着実な実績」、Cに関しては「十分な実績」ということで、SSのところには括弧がついてございますのは、かなり限定的だということでございます。

それから、それを踏まえた全体評価に関しても、昨年度まではそれぞれの点を加算平均する形で百何十点という数字で出しておりましたが、それに関しては算出せずに、中期目標期間評価と同様に、SSからCまでの5段階評価で総合的な評定を行うということでございます。注釈に書いてございますが、個別項目評価の最頻値の評定と異なるものを総合評定とする場合は、理由を明記することというコメントをいただいております。

昨年度までは点を出した上で、「極めて順調」から「順調」「概ね順調」「要努力」という4段階で分けておりましたが、今年からは個別項目評価と合わせる形で、SSからCまでの5段階ということでございますが、SSというのはかなり超限定的な運用ということで、基本的にはSからCまでということで、厳密には少しずれているかもしれませんが、「極めて順調」というところがSで、「順調」がA、「概ね順調」がB、「要努力」がCに該当するということです。個々の評価項目には比重を置くべきもの、少ないものがあるにもかかわらず、単純加算平均は適当ではないということと、中期目標の評価に関しては特段変える理由もないということで、それと合わせるという形で変更したことです。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。昨年までとは少し変更されている点がございます。

関連しまして、事務局から何か補足説明がございましたらお願いします。

【事務局】 評価官室から補足して説明をさせていただきます。

今使った資料3-4の11ページをごらんください。「判断基準に係る指針について」というのがあります。今後はこの「指針について」を見ながら、Aとか、Sとか、SSのつけ方がわからないような場合には、このマニュアルに従ってつけていただければと思います。家田委員長もそれぞれ幾つかの分科会に出席しまして、家田委員長の発言も踏まえて、考え方を説明したいと思います。

12ページのところにAとか、Sとか、SSのつけ方が書いてありますが、「A」の評価、真ん中の下のほうにありますけれども、「A」の評価というのは、「A」という言葉のとおり、一般的な評価で言えば、「優」とされる表現だということです。年度計画に従って順調

に業務を実施し、成果を上げているということでもありますので、その言葉どおり「A」ということでありまして、法人にとって十分満足のいく評価であろうというふうに考えております。個別項目の評価としては、基本になる評語、重心が置かれるべき評語であるというふうに考えております。

それから「S」の評価ですが、これはスペシャル、特別という意味でありまして、Aを超えて、ここに書いてあるのは、「目覚ましく業務を実施している」と書いてありますが、家田委員長の表現によれば、「目が覚めるような成果を上げている」ということでありまして、数が多くなることを想定はしておりません。

それから「SS」の評価についてですが、これは12ページの真ん中の上のほうに「抑制的に、滅多につかない」という表現があります。「滅多につかない」、それから12ページから13ページかけて書いてありますように、非常に異例であるというものです。この評価については、委員の皆さん一人一人が新しい評価基準というのを理解して採点していただくようお願いいたします。

それで、個別項目が出そろった後の最後の総合評定についてですが、それについては13ページの真ん中あたりに、逆接的な表現で書いてありますが、最後の総合評定については、最頻値の評定とするように、今回は各分科会の事務局に徹底しております。したがって、ここに書いてあるように、Sが7、Aが10のようになった場合には最頻値のAを総合評定にさせていただきたいということです。これについては、親委員会の方針でもありますのでご了承願います。政権交代後、独立行政法人に対しては事業仕分け等も入っておりますが、独立行政法人評価委員会自体に対しても見方が変化しているということも留意していただいて評価していただくようお願いいたします。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました評価方法の変更点について、ご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

特に無いようですので、少し休憩を挟みまして、21年度の調査評価のほうに入りたいと思います。ただ今16時40分前ですが、16時50分から分科会を再開するというところで、10分間休憩を挟ませていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

さらにまた、休憩後に分科会によって評価をしてみますが、委員、連絡要員及び評価官室以外の方々のご退出をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

【委員】 それでは、休憩時間が終わりましたので、資料3-3の業務実績評価を行いたいと思います。

まず、個別項目の業務運営評価でございますが、こちらについては、1ページから46ページにかけて23項目それぞれに、上段のページに各委員及び国民からの意見を記載させていただいております。下段のページに取りまとめ案を作成させていただきましたので、こちらをもとに審議を進めたいと思います。また、これらの個別項目評価を踏まえて、後ほど総合的な評価の業務運営評価（実施状況全体）について評価を行いたいと思います。

それでは、個別項目評価の審議を始めさせていただきたいと思います。休憩時にお配りしました参考配付資料の「平成21年度業務実績評価調書集計表」は、これから行います評定結果の際のメモ用としてご活用いただければと思います。

まず、国民意見の評価への反映・評定理由・意見についてですが、先ほど少し評定の中に入れていただいているとご説明をいただきましたが、まず、これについてご意見がございましたらお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。

それでは、個別項目について、それぞれ評定結果を取りまとめさせていただきたいと思います。参考配付資料をご参考にしていただきながら最終決定をしまいたいと思いますが、まず、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置」についてです。1.「(1)-1) 戦略的な研究所運営」でございますが、事前の評価ではSが4人、それからAが2人ということになってございます。この最終分科会としての評価点数としては、最頻値Sということでございますが、(1)-1)、これはSということでの最終評価とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、この項目は「S」と評定させていただきたいと思います。

続きまして、「(2)-1) 研究体制の整備」に関してですが、これは評価ではSとAがそれぞれ3人で評定が分かれてございますが、いかがに取り扱わせていただければよろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。

【委員】 私はAにしましたけれども、従来の私の感覚からすると、Sのつもりです。だけど、新しい評価体制になったので、全体を1ランクぐらい下げる感覚で評価していま

す。それで、評定理由を読むと、私の意見も入っていますが、「研究体制の整備」への取り組みは評価できるという、最終的な締めくくりがそのようになっていまして、そこで実質的にもLCM研究センターを編成するとか、経営戦略会議とか、いろいろな工夫をされていますので、私がAになっているものを、気持ちとしてSということをお勧めすると、分科会としてはSでいいのではないかと思います。

【委員】 ありがとうございます。委員のほうから限りなくSに近いAということでご意見がございました。この項目もSということでご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、(2)－1)も「S」という評定を最終評定とさせていただきますかと思っております。

その次でございますが、「(3)－1)、管理業務の効率化」でございます。これはSの評定が1人、Aが4人、Bの評定が1人ということでございますが、最頻値でAの評定でご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご異議がないようでございますので、それでは、3番目の項目は「A」という評定で最終評定とさせていただきますかと思っております。

はい、どうぞ。

【委員】 Aで結構ですが、意見のところに書かせていただきましたように、随意制を減らすというのが管理業務の効率化の中にありましたが、管理業務の効率化を推進するあまりに、極端に随意制を減らしてしまうと、逆に良い意見が上がってこない可能性もあるという意見をここに書かせていただいています。このような意見は、この評定とは別に、最終的にどのような形で反映されるのでしょうか。この調書ではあくまでも評定を行い、一方、意見は次年度以降に生かすために、どこかに記載するのでしょうか。この調書自体は最終的にどのように取り扱われているのでしょうか。

【事務局】 例えば最後の総合評定のところには、Aなり、Sなりという評定結果のほかに、文章が書かれる部分がありますから、その部分に表現することは可能です。

【委員】 はい、わかりました。ほかの項目に関しても同じことですね。はい、結構です。

【委員】 業務実績評価調書は独立行政法人全体の委員会にも出て、最終的には大臣に意見書として提出することになっておりますので、港湾空港技術研究所の分科会の評価の意見としてそのような意見を最終評価のところにつけ加えることで、次年度以降に反映し

ていただけることになってございます。それでよろしいでしょうか。

【委員】 はい、結構です。

【委員】 ありがとうございます。

それでは、(3)－1)は最終評定「A」の評定で決定させていただきたいと思います。

次の、(4)－1)人事交流・情報交換という項目でございますが、これも最頻値であるAの評定が4人で、Sの評定が2人ということで評定を事前にいただいておりますが、これもAの評定でよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、この項目も「A」という評定で最終評定とさせていただきます。

次の2番目、「(1)－1)研究の重点的实施」、これはSの評定が4人、Aの評定が2人ということで、Sという評定で決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、この項目に関しては「S」という判定で最終評定とさせていただきたいと思います。

次の「基礎研究の重視」という項目でございますが、これもSの評定が4人、Aの評定が2人ということでございますので、Sという評定を最終評定とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この項目も「S」という最終評定にさせていただきたいと思います。

次の「萌芽的研究の実施」という項目でございますが、これはAの評定が4人、Sの評定が2人でございますが、最頻値をとりますとAの評定になりますが、Aの評定でご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、この項目は「A」という評定にさせていただきたいと思います。

次に、「外部資金の導入」に関する項目ですが、これも同じくAの評定が4人、Sの評定が2人ということでございますので、Aの評定を最終評定とさせていただきたいと思いますが、特にご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、外部資金の導入の項目については、「A」の評定を最終評定にさせていただきたいと思います。

次の2番目の「(1)－5)国内外の研究機関・研究者との幅広い交流・連携」でござい

ますが、これもSの評定が2人、Aの評定が4人ということで、Aの評定で最終評定にさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特に意見がないようでございますので、この項目も「A」評定とさせていただきますと思います。

次の「6）研究評価の実施と公表」でございますが、これはSの評定が3人、Aの評定が3人ということに分かれておりますが、特にご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 この三層三段階というのは港湾空港技術研究所で以前より実施してきたので、目新しくないことから、あまり高い評価にならなかったのかもしれませんが、このシステム自体は非常にうまく設計されていて、それが逆に大きな変更なく実施され、機能しているというのは、やはりそれはそれで評価してもいいように私は思います。もともと私はSなのですが、この委員会としての評定もSにするのがよろしいのではないかと私は思います。

【委員】 ありがとうございます。委員からSの評定が妥当ではないかというご意見でございますが、逆にA評定を出された委員で何かご意見ございますでしょうか。

【委員】 私もA評価になっていますけれども、この三層三段階の合理的な評価のシステムは十分機能していると思いますので、Sの評定でいいのではないかと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 年度評価というのが非常に難しいと思いますよね。例えば、委員のおっしゃるとおり、高いレベルに到達したと。到達した後というのは、なかなか上に行けないよ。そうすると、それというのはSを維持するのか、目新しいことがないね、になってしまうのか。中期計画でいけばSになるだろうと思いますが。当然通して見ればSだと。それを年度評価のときにどうするのだろうということで悩んでいます。もし、そのようなことを一切考えなくて、三層三段階の評価システムというのがどうであるかと言われれば、それはすばらしいアイデアであるという話にはなりますが、そこの取り扱いをどう統一するかというか、その辺だと思いますね。

【委員】 5年間の中期計画・中期目標を達成する手段として大変いいシステムを導入しておられて、これを支障なく運用して成果を上げておられるという意味で、今年度も引き続きこれはSではないかと。私はそのように考えておまして、他の独立行政法人でこのようにいいシステムを導入しておられるところはあまり見られなくて、港湾空港技術研究

所さんが、そういう意味で横並びで考えると、少し突出しておられるかなと思いますが、どういたしましょう。

【委員】 逆に、このような理由で評価を低くしてしまうと、独立行政法人としては、毎年毎年新しいことを何かやらなきゃいけないという強迫観念に駆られるというか、そういうところに行動が移っていくという私たちからのメッセージだと思います。ですから、やはりいいものをきちんと運用していれば高く評価して、それで結構ですということがいいのではないかと思います。

【委員】 Sの評定をつけた3人の意見ですが、委員も限りなくSに近いというご意見でございましたので、これはSの評定ということで最終判定とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、研究評価の実施と公表は「S」評定ということにさせていただきたいと思います。

次の項目でございますが、「報告・資料の刊行と公表」、これはA評定が5人、S評定が1人でございますが、これは大多数がAでございますので、Aという判定を最終評定にしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これは「A」評定とさせていただきたいと思います。

それから次の項目ですが、2)の査読付論文の発表、これも3:3に分かれてございますが、特にご意見ございますでしょうか。

【委員】 これも私、Aにしておりますが、土木学会賞だとか、論文受賞とか、非常に著しく外部からも評価されているというところから見ますと、Sの評定でよいと思います。今年度のいろいろな表彰も大変多いと思いますので。

【委員】 はい。一次評価としてAの評定を付けられた委員からS評定に限りなく近いという評価でございますが、これはSの評定ということを最終評価としてご異議ございませんか。

【委員】 年度計画、これエクスキューズを何かしないといけないなという、70編程度というのが65で、数字だけでいうと、自分で掲げた目標をとりあえず達成していないですよね。そのことをどうするかと。イエスにするときに、エクスキューズでそれを超して何かがあるというのをに入れておいていただいたほうが。

【委員】 賞ですよ。これだけ賞を取っているというときにSの評定をつけておかな

いと、Sの評定をつけるところを失ってしまうということになると思います。

【委員】 そうなんですよね。だからその辺がまた難しいので、年度計画で立てた、確かにその前から編数を揚げるのがいいのかという問題がありましたけどね。

【委員】 いわゆる質が非常に高いというのが今回の評価ですけど。

【委員】 そのところを補強して書いていただければいいんだと思いますけどね。

【委員】 そうしましょう。

【委員】 単なる件数ではなくて、非常にクオリティーの高い論文が発表されているということを1つの理由にして、「S」の評定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。

それでは、次の「3) 一般国民への情報の提供」に関する項目でございますが、これもSの評定が3人、Aの評定が3人ということに分かれてございますが、ご意見ございますでしょうか。

通常のことは大概の独立行政法人で実施していると思われましても、私はこれは注目すべき努力をしておられるなど思ったのは、全国で12回にわたって講演会等々を開いて研究所の広報に努めておられるということで、その点は高く評価しておりますが、ほかの委員の方々、何かご意見がございますでしょうか。特にございませんか。

【委員】 もう一つ、判定理由の最後に書いてあるマスコミ関係にエクスポーズするというのも相当行っているんで、そこは高く評価してもいいのではないかと思います。いろいろな津波高潮が発生したときに、港湾空港技術研究所の研究者がテレビに出て解説をしたり、国民に対して積極的に情報提供していると思います。ほかの独立行政法人の研究所でこれほどテレビなどに出てくることはないと思います。そういう意味で、私はAでしたけれども、3:3なので、Sの評定とすることには異論ありません。

【委員】 ありがとうございます。委員からもそういうご意見を賜りましたので、「S」の評定を最終評定にさせていただいて、ご異議ございませんか。

ありがとうございます。それでは、この項目も「S」評定ということで最終評定とさせていただきますと思います。

次の項目でございますが、「知的財産権の取得・活用」に関して、これは皆さん全員がAの評定ということでございますので、「A」の評定にさせていただきますが、ご異議ございませんか。

ありがとうございます。

それでは、次の項目でございます。「学会活動・民間への技術移転・大学等への支援」でございますが、これはSの評定が1人、Aの評定が5人でございますが、Aの評定ということで最終評定にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【委員】 ありがとうございます。それでは、この項目は「A」評定ということにさせていただきますしたいと思います。

次に「国際貢献の推進」の項目ですが、これはSの評定が4人、Aの評定が2人ということで、Sの評定を最終評定にしたいと思いますが、ご異議ございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、国際貢献の項目は「S」判定を最終評定とさせていただきますと思います。

次の項目ですが、「国等が抱える技術課題解決のための積極的な支援」、これはSの評定が2人、Aの評定が4人でございますので、A評定を最終評定にさせていただきますと思いますが、ご異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これは「A」評定ということで最終評定とさせていただきますと思います。

次の項目ですが、災害発生時の迅速な支援ということで、これはSS、S、A、それぞれ1、3、2というふうに評点が割れてございますが、最頻値についてはSということになります。Sの評定を最終評定とすることでご異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、この項目は「S」評定ということにさせていただきますと思います。

それでは、次の「研究者評価の実施」ということで、これはSの評定が2人、Aの評定が4人ということになってございますので、Aの評定を最終評定とさせていただきますと思いますが、特にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、この項目は「A」評定を最終評定にさせていただきますと思います。

それでは、次の項目でございますが、その他の「人材の確保・育成策の実施」、これはSの評定が1人、A評定が5人ということになってございますので、A評定を最終評定にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この項目は「A」評定ということで最終評定にしたいと思います。

次に、「適切な予算執行」、これは全員がA評定でございますので、A評定にさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、予算執行の項目は「A」評定にさせていただきたいと思います。

その次の「施設・設備に関する計画」でございますが、これはS評定が1人、A評定が5人でございますので、最終評定はAとしたいと思いますが、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、この項目も「A」評定ということにさせていただきたいと思います。

次、「人事に関する計画」で、これはA評定が5人、B評定が1人ということですが、A評定ということで最終評定にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この項目は「A」評定ということにさせていただきたいと思います。

それでは、もう一度確認をさせていただきたいと思います。お手元の集計表で1番目の項目はS評定。2番目の研究体制の整備項目はS評定。3番目の管理業務の効率化、A評定。4番目の人事交流・情報交換、A評定。5番目の研究の重点的实施、S評定。基礎研究の重視、6番目でございます。これもS評定。7番目の萌芽的研究の実施、A評定。8番目の外部資金の導入、A評定。次、国内外の研究機関・研究者との幅広い交流・連携、A評定。10番目の研究評価の実施と公表、S評定。11番目の報告・資料の刊行と公表、A評定。12番目の査読付論文の発表、S評定。13番目、一般国民への情報の提供、S評定。知的財産の取得・活用、14番目でございますが、A評定。次の学会活動・民間への技術移転・大学等への支援等、15番目でございますが、A評定。さらに、16番目に国際貢献の項目はS評定。17番の国等が抱える技術的問題解決のための積極的な支援、A評定。18番目、災害発生時の迅速な支援、これはS評定。19番目、研究者評価の実施、A評定。20番目、その他の人材の確保・育成、A評定。適切な予算執行、A評定。施設・設備に関する計画、A評定。人事に関する計画、A評定。以上で間違いございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、正面の画面のパワーポイントにて分布計が示されてございますが、SS評定

はゼロ、S評定が9項目、それからA評定が14ということで、最頻値はAということになりますが、総合評定としては「A」評定ということでご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、総合評定欄にはA評定ということで評価を確定したいと思えます。

それでは、個別項目の評定理由について、何かご意見等はございますでしょうか。

【委員】 パブリックコメントで出てきたものの取り上げ方ですが、まず、6ページで、契約監視委員会の開催や会計・業務内部監査の等々というのがありまして、その前に私たち委員の意見として、「さらに、新しい試みとして契約監視委員会を組織し…」と書いてあります。やはり、若干しつこいのではないかという気がしまして、そこで、「さらに」というパラグラフの4行目の「結果として」という前に、契約方式の見直し等を行うことでコンプライアンス向上に努めるとともに、結果として何々という実績を上げたということぐらいでよろしいのではないかと思います。

【委員】 この項目について他にご意見はありませんか。

【委員】 契約監視委員会は確かに新しい試みですが、これは指示があつて委員会を設置したものですよね。だから独自のアイデアではなくて、右へ倣えで全部がやらされていることですよね。だからそれをどう評価するかと。

【委員】 これは独立行政法人横並びで、全部これは設置されているわけですかね。

【委員】 「新しい試みとして」というのを削除しますか。当たり前過ぎだと。

【委員】 削除しましょうか。当たりのことで、全部やっていますから。

【委員】 組織して、いろいろ以下に書いてある実績をあげたという。

【委員】 それでは、最終文の、原案を読ませていただきますが、「さらに、契約監視委員会を組織し、随意契約の見直し等入札・契約事務手続きの改善について、改善策の迅速な実行と監事の監査を実施し、外部の意見を取り入れることで改善を図り、契約方式の見直し等を行うことでコンプライアンス向上に努めるとともに、結果として随意契約件数が平成18年度120件から平成21年度11件に減少し、具体的に改善効果が発揮できていることは評価できる」、こういう文案で最終評価文案にさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかに評定理由等、あるいは意見等の文案追加等がございましたらお願いします。

【委員】 もう一つよろしいでしょうか。16ページです。16ページの外部資金の関係ですけれども、意見毎にパブリックコメントを取り入れて、「民間等から資金獲得につながることを期待する」とあります。期待はしていますが、ここに明確に書いてしまうと、相当力を入れて頑張りなさいというメッセージになってしまいます。これは左側の欄に資金獲得のことについていろいろと書いてありますから、この意見は削除してもいいのではないかと思います。

【委員】 これはパブリックコメントの意見として。

【委員】 はい。それを私たちとしては特にここの意見に書くという取り上げ方はしないとする。

【委員】 意見欄に記載しないということでもよろしいでしょうか。これはパブリックコメントの意見も含めて、委員会等の最終意見の欄でございますから、委員会としての最終意見はここに書かないというご提案ですが、特にこれに関連して、ほかのご意見ございますでしょうか。この部分は削除するというのもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このブルーで書いてあるところの文章は意見としては削除するというにさせていただきたいと思います。

ほかに評定理由、意見等で修正、追加ございますでしょうか。

【委員】 では、もう一つ最後によろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 まず、パブリックコメントでお礼を言いたいことが、1つは20ページで、「研究評価システムが形骸化することなく」と入れられたのは非常によかったと思っ
ていまして、だからこそ、三層三段階が相変わらずSの評定であるということに通じるので、これはお礼を言いたいということです。

それで、議論していただきたいのは、ちょっと私も気持ちが固まっていないですが、28ページです。28ページにある特許についてですが、「パブリックコメントで特許の事業性・採算性などの審査を適切に進めることで、特許料収入などの自己収入の拡大を図ることを期待する」と記載しています。この文章を本当に記載する必要があるかどうか、港湾空港技術研究所のミッションを考えると、特許のところだけ採算を考えながら自己収入の拡大を図るところまでしないといけないのかというところが、少し悩ましいところかなという気がしました。

【委員】 これは多分、知的財産管理活用委員会という、この委員会の中でやっている

ことではないかと思えますけどね。いわゆる出願する前に、そこでどうするのかというところで、「出願、審査請求等の是非等について検討しており」という形で把握されているようになっていますが、そこでやっているというような書きぶりが前にあったような気がしないでもないですが。

【委員】 そういう意味では、赤字で記載されている2つ目のポツで、「さらに、質の高い特許を申請すべく努力が見られ」というところと実は重複するんですね。

【委員】 ですから恐らく、入っていると読んでいいと思えますけどね。

【委員】 であれば、取るということですね。

【委員】 それでは、このパブリックコメントの意見欄、特にここへ取り出して書く必要はないということで、削除してよろしいでしょうか。

それでは、この項目の意見欄は、削除するというにさせていただきたいと思えます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

評定理由及び意見について、削除、修正、あるいは追加等他にございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいまいただきました意見の部分は修正することにして、分科会の最終評価にしたいと思えますが、文章等の「てにをは」について、あるいは追加等があった場合については、私と事務局のほうで再度チェックさせていただきますので、お任せいただけますでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

ありがとうございます。

それでは次に総合評価調書の理由欄でございます。ただいまお配りしました総合評価調書案でございますが、先ほどグラフで示していただきましたように、SSが0項目です。Sが9項目、Aが14項目、Bが0項目、Cが0項目となり、総合評価は「A」評定にさせていただいたわけでございますが、その評価の文案を少し読み上げさせていただきたいと思えます。

「法人の業務の実績」。ポツ1ですが、社会・行政ニーズに適切に対応するため、重点的に取り組むべき課題をリサーチし、限られた人数で効率的な研究が行える研究組織体制が構築されている。特に、経営戦略会議、外部有識者による評議員会において、組織編成など重要な方針を確認しながら迅速かつ柔軟な組織運営がなされている。【関連項目：1.

(1) - 1、1. (2) - 1】

このことは、津波高潮防災等重要性・緊急性の高い重点研究課題に対して、人員・資金

などの研究資源の重点化を図り、迅速かつ効率的に研究を実施しているとともに、応用的・実践的研究の礎となる波浪観測等の基礎研究についても着実に実施している。これらの研究は3層3段階の研究評価システムにより着実に質の高い研究成果としてつながっており、結果、査読付論文等の研究成果の普及を促進し、多数の学会の受賞を受けている。【関連項目：2.（1）－1）、2.（1）－2）、2.（1）－6）、2.（2）－2）】

ポツ2でございます。人事交流においては、大学等の研究機関等との人事交流・意見交換を活発に行い、当研究所の研究内容を大学等の研究機関へ普及していること、海岸工学や地盤工学分野等において極めて優れた研究実績を有する国内外の研究者を招聘し当研究所の質的向上を図っていること、国際沿岸ワークショップ等国際会議での多数の研究発表を行っていることなど、主体的に国内外の研究者との交流を果たしている。【関連項目：1.（4）－1）、2.（1）－5）、2.（2）－5）】

3番目のポツでございます。国内のみならず国外で発生したサモア諸島地震津波などの災害時には、迅速に研究者を派遣し、被災原因の究明等国際的な技術協力において著しい成果を上げている。【関連項目：2.（2）－6）、2.（2）－8）】でございます。

その次に、「課題・改善点、業務運営に対する意見等」でございます。

ポツ1、国内外の研究機関・研究者とのネットワークの有機的な有効を図るように工夫をいただきたい。特にインフラ海外輸出にもつながるネットワーク活用を意識して交流を進めることを期待している。【関連項目：2.（1）－5）、2.（2）－5）、2.（2）－6）】でございます。

2番目のポツでございますが、新たに整備された「大規模地震津波実験施設」等を活用して、当研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心組織となることを期待している。【関連項目：2.（2）－8）】

3番目のポツでございます。社会への情報発信、成果の周知を推進する上で、現在のホームページのコンテンツやデザインを向上させ、その機能や利用度の充実を図る必要がある。【関連項目：2.（2）－1）】

最後のポツでございます。学術論文の発表・公表に関して、国際的に高い評価を受けているISI登録論文への投稿もさらに促したい。【関連項目：2.（2）－2）】でございます。

その次に「その他事項について」でございます。総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評

価結果等についての意見」等については、適切に対応している。

以上をもちまして、総合評価の文案としたい。

最終的な総合評価の理由として、中期目標の達成状況として、全ての項目について「優れた」又は「着実な」実績を上げていると認められるため、「A」評価にする。

これでよろしいでしょうか。特に修正、追加等はございますでしょうか。

【委員】 1点お願いしたいと思います。課題・改善点、業務に関する意見等で、「学術論文の発表・公表に関して、国際的に高い評価を受けている I S I 登録論文への」と書いてございますが、この I S I 登録論文、ちょっと限定過ぎますので、「I S I 登録」というのは取っていただいて、「国際的に高い評価を受けている論文への投稿もさらに促したい」という形にさせていただければと思います。

【委員】 ターゲットを絞り過ぎているのではないかということですね。

【委員】 はい。私が書いたわけですけど、修正できればと思います。

【委員】 今村先生のご意見で、ちょっと専門的でわかりにくいかもしれませんが、これを削除するということがよろしいでしょうか。

【委員】 「I S I 登録」というところを削除いただきたいと思います。

【委員】 はい。「I S I 登録」という語句を削除する。

【委員】 「国際的に高い評価を受けている論文への投稿」の文言について「論文」ではなく「論文集」ではないかと思います。

【委員】 論文集ですね。

【委員】 論文集ですね。

【委員】 最前段の関連項目が書いてある下に、「このことは」から始まっているところがありますが、このことは、着実に実施しているということにつながらないですね。これはないほうがいいのかもわからない。

【委員】 私も最初そう思いましたけれども、よくよく読み直してみると、上に述べた、最初の黒ポツのことがこういうところでも実施されているという、そういう意味なのかと思いましたが。

【委員】 ですね。そうすると、実施しているではなくて、このことが実施することに貢献しているとか、結びを今度変えないと、このことは実施していることにつながっていると言った文言にすべきかと思いますが。

【委員】 私も一瞬そのように思いましたが、よくよく考えると、これでもいいのかも

しれないという気もしないでもなくて、普通、文科系の言葉遣いではないんだけどもという感じはするんですけどね、若干。だから、しているんじゃないで、されているというふうにするというのかもしれませんが。このことは、こういうことに対して、迅速かつ効率的な研究、何か変だな、やっぱり。このことを、いずれにしても、あんまりこなれた文章ではないという感じはするんですけども、だけど、変えようと思うと何か難しいなという気がします。

【委員】 このことは、着実に実施していることにつながっている。そんな感じですか。

【委員】 「このことは」をあえて入れる必要がありますか。

【委員】 別になくてもいいですね。

【委員】 「このような運営体制をもとに」ということに修正すればいかがでしょうか。

【委員】 そうですね。

【委員】 そうですね。「このような運営体制をもとに」ですね。

【委員】 ほかに修正するところ。はい、どうぞ。

【委員】 さきほどの23項目のうちで、研究をよくやっていて、それから戦略的に研究所を運営しているという、かなり根幹的なところの評価がSだったということに対して、何か一言言ったほうがいいのではないか。つまり、最頻値で評価するというのは、23項目がすべて同じ重みを持っているという意味ですよ、暗黙のうちに。それがあって、この評価の文章の最初のところに、例えば、「23評価項目のうち、当該法人の業務の根幹をなす戦略的な研究所運営と研究の実施について優れた評価を上げていると認められる」というような、そんな趣旨の一文を加えるというのはどうでしょうかというのが私の提案ですが。

【委員】 総合評価の評定理由。

【委員】 いえ、そこはそんなに書けないと思いますから、法人の業務の実績の欄の先頭にその文言を入れてはどうかと思います。おそらくこういう評価がなされるということ前提にすると、この23項目、きっと変わってくると思うんですね。相当重みがそれぞれ違うのは事実なので、そういう意味をメッセージに込めるという意味で、根幹的なところはよくやっていますよと一言入れたらどうかというのが私の意見です。

【委員】 ポツ1として追加するという意味ですね。

【委員】 はい、そうです。ポツとして。

【委員】 原案をもう一度。

【委員】 原案は、「23評価項目のうち、当該法人の業務の根幹をなす戦略的な研究所運営と研究の実施について優れた評価を上げていると認められる」。それで関連項目というのもそれは書けると思います。私が目についたところでいうと、1. (1) - 1)と2. (1) - 1)、2. (1) - 2)というあたりですけども。

【委員】 2. (1) - 1) でしたか。

【委員】 はい、(1) - 1) と、それから同じ2)。

【委員】 1の(2) - 1) ?

【委員】 失礼。1. (1) - 1) と2. (1) - 1) と2. (1) - 2)。

【委員】 3項目ですね。

【委員】 集計表でいうと、1と5と6。

【委員】 あと12もどうでしょうか。査読付論文の発表。

【委員】 それも入りますね。

【委員】 私、ご趣旨には全く賛成ですが、最初に2つの評価がありますよね。それと違うことなのですが。

【委員】 同じです。そのまとめみたいなもの。

【委員】 であれば文章の頭に書かないで、この2つの、だから人事交流の前に、上記の2つの評価は研究所にとって一番大事なポイントなので、そこは非常に高く評価できるというような文章のほうがすっきりするのではなかとと思います。

【委員】 おっしゃるとおりです。

【委員】 細かな文章はお任せしますけれども、何となくそういうほうがすっきり読めるような気がします。

【委員】 はい。少なくともこのポツポツというのを読んでいくと、ほんとうに淡々とそれぞれの項目がそれぞれ同じ重みを持っていますとしか読めないのが、何か入れたらどうだろうかということです。

そうすると、上記の評価項目は当該法人の業務の根幹をなすものであり、それらについて優れた評価を上げていると認められる。優れた評価を上げていることは高く評価できるとか、そんなことですかね。

【委員】 そうすると、「学会の受賞を受けている」。その後ろに両先生のご趣旨に沿うような文章、このことはとか、上記の点は研究所の本来の使命を全うする上できわめて重要な役割を果たしておりとか、何かそういう文章をここへ、後で事務局と考えて追加させ

ていただきたいと思います。

【委員】 お任せします。

【委員】 あと修正等ございますでしょうか。これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、総合評定も先ほどいただきましたご意見、趣旨に沿うような形で文章の修正を、事務局と打ち合わせして修正させていただきますのでお任せいただきたいと思います。

それでは、これもちまして、21年度業務実績評価の作業を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(事務局・独立行政法人港湾空港技術研究所入室)

【黒田分科会長】 皆さん、お戻りになりましたので、それでは、本日の4番目の議事でございますが、「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【石橋技術基準審査官】 お手元の資料の資料4-1で今年度の当分科会の今後のスケジュールを簡単に、ご説明させていただきたいと思います。報告事項でございます。

通則法において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性を検討した上で、所要の措置を講じるということになっておりますので、政独委などの「勧告の方向性」、それから行政刷新会議による横断的な見直しなどの政府方針を踏まえて見直しを行った上で、次期の中期目標、それから中期計画の策定に取り組んでいく予定でございます。具体的には、今年度中に中期目標期間が終了する独立行政法人ということで、港湾空港技術研究所も今年度で中期目標が終了するというので、来年度以降の中期目標の策定に向けて、ご審議いただく必要があります。

次のページ、2ページ目が大まかなスケジュールでございます。既に7月の初めのほうから政独委のほうで各法人がどういうことをやっているのかということでヒアリングが始まっております。その後、8月下旬の意見聴取ですとか、あと9月の政独委の分科会のヒアリングなどを踏まえて、11月には政独委より「勧告の方向性」が出される予定です。これを踏まえて、恐らく今年の12月ごろ、本分科会においてご審議をお願いするということになるかと思っております。そこでは、「勧告の方向性」を踏まえた中期目標の意見集約、それから中期計画の意見集約を行って頂くことを予定しております。

その後、「勧告の方向性」を踏まえて、12月末ぐらいですが、主務大臣が見直し案を策定するというようになっております。それを踏まえまして、恐らく2月ごろにまた開催を

お願いしまして、中期目標の了承をいただくとともに、中期計画の素案に関して、ご審議いただくことを考えております。2月下旬には中期目標を国土交通大臣が策定、独立行政法人への指示ということが出て参りますので、最終的に中期目標に基づいた中期計画の提出というのが必要になってまいります。それで、最終的に3月の中旬ごろになるかと思いますが、中期計画の了承ということで分科会を開催いただく可能性があるということでございます。

これはあくまでも現段階のスケジュールということですが、最大3回分科会の開催をお願いする可能性があるということでございます。最終的に今年度末、中期計画を決定する予定です。それ以降に添付しております資料は参考資料で、このあたりのいろいろなことが書いてございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。ご説明いただきました業務、組織全般の見直しについて、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご質問がないようでございますので、これをもちまして、すべての議事が終了いたしました。各委員におかれましては、長時間にわたりまして議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

【吉永技術企画課長】 委員の皆様、本日は長時間にわたり熱心にご審議いただき、ありがとうございます。

まず、「平成21年度業務実績評価」につきまして、各項目及び総合評価の個々の理由をまとめるため、後日、委員の皆様にご確認いただきたく存じます。その後、国土交通省独立行政評価委員会運営規則にのっとりまして、黒田分科会会長から家田委員長にご報告いただき、国土交通省独立行政評価委員会として最終的に確定することとなります。

冒頭申し上げましたとおり、本日の分科会の内容につきましては、議事概要を作成の上、速やかに公表することとさせていただきたいと存じます。

議事録につきましては、後日、事務局において議事録案を作成した後、委員各位に送付させていただきますので、お忙しいところまことに恐縮ですが、発言内容の確認をお願いいたします。

なお、本日お配りした資料につきましては、郵送いたしますので、そのまま机の上に置いていただいて結構でございます。

それでは、以上をもちまして、国土交通省独立行政法人評価委員会第22回港湾空港技術研究所分科会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

【黒田分科会長】 評価の審議方法が昨年と少し変わりましたので、研究所に申しあげたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【吉永技術企画課長】 お願いします。

【黒田分科会長】 それでは、評点の分布の状況を申し上げますと、SS項目はゼロでございます。Sの評価項目は9項目ありました。Aが14項目、Bが0項目、Cが0項目という各項目の評定でございました。その結果、総合評定としては、「A」評価を最終評価とさせていただきます。評定理由としましては、「中期目標の達成状況として、全ての項目について『優れた』又は『着実な』実績を上げていると認められるため」、このような評定をさせていただきましたのでお知らせします。

【吉永技術企画課長】 理事長、何かコメントがあればお願いします。

【金澤理事長】 21年度の評価についてご審議いただきまして、このような評定をいただいたということでございますので、受けとめまして、さらに22年度も頑張るつもりでございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

— 了 —